

国立児童自立支援施設職員（児童自立支援専門員）の募集について

- 採用職種 児童自立支援専門員
- 採用人数 6名程度（夫婦での採用を含む）
- 採用日 令和9年4月1日（予定）
- 応募資格 ① 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第82条各号に定める児童自立支援専門員の資格を有している者（採用日時点において資格を有する見込みの者を含む。）
なお、日本国籍を有しない者、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号に規定する欠格条項に該当する者は応募不可
② 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者
- 勤務場所 国立武蔵野学院（埼玉県さいたま市）
または 国立きぬ川学院（栃木県さくら市）
- 給与等 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）により、福祉職俸給表を適用し、経験年数等を考慮のうえ決定。（その他各種手当あり）、国家公務員共済組合に加入（社会保険、貸付金制度等）
※初任給（参考）：242,700円～勤務年数に応じて上乘せあり。
（他に超過勤務手当、宿日直手当などの支給あり）
※原則として施設敷地内の公務員宿舎に居住
- 応募期間 令和8年8月27日（木）～令和8年10月16日（金）17時（必着）
- 試験日 令和8年10月26日（月）
応募書類による1次選考のうえ、2次選考（面接、小論文）を行うことになった方のみ、2次選考の時間・場所等をご連絡します。
- 応募方法 次に掲げる書類を郵送もしくは持参。
（1）履歴書（市販の用紙を使用、顔写真貼付。）
（2）該当資格を有することを証明する書類（写し）
（3）応募理由書（A4版1枚程度）
（4）「特定性犯罪事実該当者」に該当しない旨の誓約書（別紙様式参照）
合否にかかわらず、送付いただいた履歴書等は返却いたしませんので、ご了承ください。（不採用の場合、当方で責任を持って廃棄します。）

- 応募・照会先 国立武蔵野学院 庶務課 塚田
〒336-0963 埼玉県さいたま市緑区大門1030
TEL：048-878-1260（音声案内「3」）
E-mail: jiritsu-saiyou●cfa.go.jp
※迷惑メール防止のため、@を●と表示していますので、お手数ですが、
上記メールアドレスの「●」を「@」（半角）に直して、お送りください。

※ 詳細については、
国立武蔵野学院HP（<https://www.cfa.go.jp/musashino/>）
国立きぬ川学院HP（<https://www.cfa.go.jp/kinugawa/>）
をご覧ください。

誓 約 書

私はこども家庭庁所管国立児童自立支援施設職員採用試験の受験にあたり、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない旨を申し立てます。

また、採用試験後において申立内容と異なる事実が明らかになった場合には、内定の取消しや、配置転換等の任命権者による採用後の雇用管理上の必要な措置に必ず応じることを誓います。

令和 年 月 日

住所又は
連絡先

(自署)

氏名

国立武蔵野学院長 殿
国立きぬ川学院長 殿

(参考1) 児童自立支援専門員の資格要件及び欠格条項

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)(抄)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

2 前項第三号の指定については、第四十三条第二項の規定を準用する。

◎国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（参考２）特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の定義

◎学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（抄）

（定義）

第二条 （中略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの